

# 政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき**5万円**を1回限りで支給します！

**西会津町**では、国の応援手当2万円にさらに、  
**町独自に3万円を上乗せし、支給します！！**

## ■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則、西会津町から令和7年9月分の児童手当を受給している方は**申請は不要**です。公務員等で申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。

西会津町

① 手当のご案内を送付します。

② 希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ  
届出書を裏面記載の窓口まで提出してください。  
(届出書は、町ホームページからダウンロードできます。)

③ 児童手当受給口座等へ振り込みます。

注) 裏面の「6」の方は申請書を提出ください。

子育て  
世帯

公務員等で申請  
が必要な方

## 1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分(※)**の児童手当の支給対象児童(※令和7年9月に出生した児童については10月分)
- (2) 令和7年10月1日から**令和8年3月31日まで**に出生した児童

## 2. だれがもらえるの？【支給対象者】

原則、**児童手当受給者**が支給対象者です。

## 3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき**5万円**(1回限り)です。  
(国の応援手当2万円+町独自で**上乗せ3万円**)

※物価高騰対応重点支援  
地方創生臨時交付金活用

## 4. いつもらえるの？【支給時期】

**西会津町では2月下旬から順次支給を開始**します。以降、入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

**裏面に続きます。必ずご確認ください！**

## 5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

### (1) 児童手当受給者

**原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座**に振り込みます（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

### (2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

**申請書で指定した口座**に振り込みます。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、**令和8年2月9日まで**に必ず下記の窓口にご連絡ください。

## 6. 申請が必要なのはどんな場合？

**次に記載する方は申請が原則必要**です。申請窓口へ申請書を提出してください。

### ・所属庁から児童手当を受給している公務員

※公務員の方は、**まずは所属庁に手続きについてご確認ください**。また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします（公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。）。

### ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者

### ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

## 7. こんなときはどうなるの？

### ■ 引っ越した場合はどうなりますか？

**9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます**。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

### ■ DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

### お問い合わせ先（西会津町）

福祉介護課子育て支援係

電話：0241-45-4332

（受付時間：平日8:30～17:15）

### お問い合わせ先（国）

子ども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071

（受付時間：平日9:00～18:00）



### 「物価高対応子育て応援手当」に関する

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに西会津町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに西会津町の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。